

戸籍証明書等交付申請書

Family registration certificate application form

(申請先) 新座市長

令和 年 月 日申請

窓口に こられた方	住所 Address	連絡先 () -	
	フリガナ 氏名 Name	(大・昭・平・令・西暦) 生年月日 年 月 日 Date of Birth	
請求者 〔証明書を 必要と している方〕	□窓口にこられた方と同じ(下欄に記入する必要はありません。)		
	依頼した方(代理人で来られた場合、頼んだ方を記入してください。)		
	住所 Address	連絡先 () -	
	フリガナ 氏名 Name	団体印 (企業・団体等の方は団体印を押印してください。)	(大・昭・平・令・西暦) 生年月日 年 月 日 Date of Birth

(注)

321

その法請
の人は
他の場
合には
注意は
本人
事項は
確認
は判資
裏料が
に社印
記載を
され要
してす
てくだ
さい。

○請求したい証明書の本籍地が複数ある場合は裏面にも記載してください。

本籍	埼玉県新座市 丁目 番 番地		
筆頭者の 氏名	フリガナ	(明・大・昭・平・令・西暦) 氏名 生年月日 年 月 日	必要な 記載内 容 □最新戸籍の請求 □()の 出生から死亡までの 証明 □下記について の記載があるもの 〔 〕
	筆頭者からみた 請求者との関係	□本人 □配偶者 □父母又は祖父母(直系尊属) □子又は孫(直系卑属) □その他()	
請求の理由	□戸籍届出 □パスポート □相続 □保険 □公的年金請求(提出先 年金事務所・市役所) □児童扶養手当申請(子の氏名 生年月日) □その他〔 〕		

○必要な証明書にチェックをつけて、通数等を記入してください。

また、★の証明書の発行の場合には下段にどなたの証明書が必要かご記入ください。

(新座市では平成14年9月末に戸籍が電算化されています。)

戸籍	□全部事項証明書(戸籍謄本) □個人事項証明書(戸籍抄本)★	通	450円	□独身証明書(本人申請のみ)★	通	300円
除籍	□全部事項証明書 □個人事項証明書★	通	750円	□届書記載事項証明書※★	通	350円
除籍・改製原戸籍	□謄本 □抄本★	通	750円	□届書等情報内容証明書※★	件	350円
□一部事項証明書		1項目につき 350円/件		□受理証明書(新座市に届出した方のみ)※★	通	350円
□記載事項証明書		1項目につき 450円/件		戸籍の届出をした日にちを記入してください。 (※の証明の場合) 年 月 日届出 □婚姻 □離婚 □出生 □死亡		
戸籍の附票 【必要な項目】	□全部 □一部★ □本籍・筆頭者 □在外選挙人登録 □住民票コード	通	300円	□その他()	通	
□身分証明書(本人申請のみ)★		通	300円			
どなたの 証明が 必要ですか (★の証明)	フリガナ 氏名			(大・昭・平・令・西暦) 生年月日 年 月 日		

処理	通数	通	ナン バー	受付	作成	交付
1点 確認	免(経歴)・パ・個力・障・在力・特永			2点 確認	資・年・学・他()・口	

○請求したい証明書の本籍地が複数ある場合は下記に御記入ください。

本 籍	埼 玉 県 新 座 市	丁 目	番 番地
筆 頭 者 の 氏 名	フリガナ		
	(明・大・昭・平・令・西暦) 氏 名 生年月日 年 月 日		
筆頭者からみた 請求者との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 父母又は祖父母（直系尊属） ☐ 子又は孫（直系卑属） ☐ その他（ ）		
本 籍	埼 玉 県 新 座 市	丁 目	番 番地
筆 頭 者 の 氏 名	フリガナ		
	(明・大・昭・平・令・西暦) 氏 名 生年月日 年 月 日		
筆頭者からみた 請求者との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 父母又は祖父母（直系尊属） ☐ 子又は孫（直系卑属） ☐ その他（ ）		
本 籍	埼 玉 県 新 座 市	丁 目	番 番地
筆 頭 者 の 氏 名	フリガナ		
	(明・大・昭・平・令・西暦) 氏 名 生年月日 年 月 日		
筆頭者からみた 請求者との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 父母又は祖父母（直系尊属） ☐ 子又は孫（直系卑属） ☐ その他（ ）		

請求に当たっての注意事項

- 1 請求の理由の記載について
 - (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使又は義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - (2) 国又は地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国又は地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
 - 2 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
 - 3 戸籍個人事項証明について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。
 - 4 戸籍一部事項証明について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。
 - 5 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について
行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。
 - 6 届書等情報内容証明書について
届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能です。市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。
 - 7 本人確認資料について
窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
 - 8 権限確認書類について
窓口に来た方が、請求者の代理人又は使者である場合には、代理権限又は使者の権限を証明する書類が必要です。
 - 9 罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。
- ※ ご不明な点があれば、窓口でお尋ねください。